

通学路上及び学校施設におけるブロック塀等への対応について

1 通学路上におけるブロック塀等への対応について

(1) これまでの経過

平成30年6月

・学校長あてに「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」の文書を発出し、通学路の安全点検の実施、危険箇所の確認を依頼

平成30年7月

・学校から危険箇所の報告 小学校26校 83件

平成30年8月

・学校からの報告を基に、事務局職員が現地確認
 専門職による確認が必要なもの 小学校26校 計70件
【主な内容】 老朽化によるひび割れ、傾き等 53件
 2メートルを超えるもの 17件

・学校長あてに「通学路の安全確保について」の文書を発出し、通学路の安全指導等について依頼
 ・専門職の確認が必要な70件を対象に、まちづくり局技術職員が現地確認を開始し、所有者あてに、リーフレット等により安全点検に関する注意喚起の周知啓発を行う。

(2) 今後の対応予定

・小学校長会議において、通学路の安全指導の徹底を図る。
 ・引き続き、まちづくり局技術職員による現地確認等を実施し、その結果、安全対策が必要と思われる所有者あてに、改善指導を行う。
 ・現地確認の結果について、教育委員会から警察や関係局区で構成する「通学路安全対策会議」の各区部会に情報共有を図るとともに、引き続き民間のブロック塀に関する情報提供等関係機関に協力要請

2 学校施設のブロック塀等への対応について

(1) これまでの経過

平成30年7月

・現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等を有する学校を文教委員会等で以下のとおり報告

| 現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等を有する学校 24校 (重複している学校2校あり) | ブロック塀 | | 投てき板 | |
|---|---------|-----------------------------|---------|-----------------------------|
| | 高さ2.2m超 | 高さ2.2m以下 ・仕様を満たす 控壁無し | 高さ2.2m超 | 高さ2.2m以下 ・仕様を満たす 控壁無し |
| | 6校 | 12校 | 2校 | 6校 |

平成30年8月

・高さ2.2m超のブロック塀と隣接する隣地の方々へ、個別訪問し、ブロック塀の撤去工事を行う旨の説明を開始

(2) 今後の対応予定

- 2.2m超のブロック塀

| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | |
|------------------|---------|------------|-----|-----|-----|----|-----------------|------|
| ブロック塀撤去(予備費) | 緊急工事契約 | 撤去工事・仮囲い設置 | | | | | | |
| 新規フェンス設置(補正予算計上) | 設計の発注準備 | 設計契約 | | | | | 新規フェンス設置工事の発注準備 | 工事契約 |

- 投てき板は、8月中に撤去着手
- 2.2m以下で仕様を満たす控壁無しのブロック塀等は、ランク付けを行い、予算措置を含め、公共施設の安全性のあり方について全庁的な検討を実施し、方向性を確定

30川教健第452号

平成30年6月21日

市立学校長 様

学校教育部長
教育環境整備推進室長

学校におけるブロック塀等の安全点検等について（依頼）

別紙のとおり、文部科学省から安全点検等について通知がありましたので周知いたします。

さて、平成30年5月31日付け30川教健第279号にて登下校時における児童の安全確保について依頼させていただいたところですが、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市におきまして、プールのブロック塀が倒壊し、児童の尊い命が奪われるという大変痛ましい事故が発生しました。

つきましては、各学校においては、あらためて、保護者や地域等と連携して通学路の安全点検、要危険箇所の確認や登下校時の指導等、児童生徒の安全確保に取り組んでいただくようお願いいたします。その際には、本市教育委員会が作成した「学校安全の手引き 改訂版」（平成27年4月）の中で、登下校時における緊急事態発生時の対応例を示しておりますので、こうした手引き等を活用ください。

また、通学路等の安全点検の際には、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」（学校防災マニュアル作成の手引き「平成24年3月文部科学省」）の視点から確認していただき、危険箇所等が確認された場合には、速やかに各区・教育担当まで、また、夏期休業期間開始以降は健康教育課に御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、学校にあるコンクリートブロック塀や万年塀等につきましては、先日、電話にて調査を実施いたしましたが、今後、教育環境整備推進室職員が詳細にコンクリートブロック塀等の確認に伺い、劣化等の調査を実施いたしますので、御協力をお願いいたします。

(担当)

通学路に関すること

健康教育課学校体育・安全担当

電話：200-3828

学校のブロック塀に関すること

教育環境整備推進室施設マネジメント担当

電話：200-3055



30文科施第112号
平成30年6月19日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長

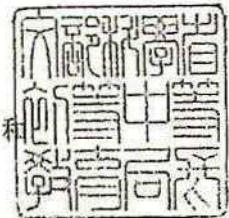
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
平井 明 成



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道 和



(印影印刷)

学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

事故の原因については現在判明していませんが、文部科学省では従来から、「学校施設の維持管理の徹底について」（平成27年10月30日通知）等により、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切な維持管理をお願いしています。

つきましては、各学校設置者におかれては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）について、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況に係る安全点検を行うとともに、判定基準のいずれかに該当するブロック塀等については、速やかに、注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施するようお願いします。

また、各学校においては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月文部科学省）において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液化化や隆起するマンホールなどにも注意が必要。」とされていることを踏まえ、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう、指導を徹底するようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、都道府県知事及び各

指定都市市長においては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては、所管の学校に対して周知いただくようお願いします。

なお、追って近日中に、各学校設置者における取組に関する進捗状況を調査する予定であることを申し添えます。

<本件に関する問い合わせ先>

(学校におけるブロック塀の安全点検に関すること)

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課防災推進室施設防災企画係
TEL：03-5253-4111（内線2235、3184）

(登下校時の安全に関すること)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課防災教育係
TEL：03-5253-4111（内線2670）

(参考)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）（抜粋）

| 調査項目 | 判定基準 |
|-----------------|--|
| ブロック塀等の耐震対策の状況 | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないこと。 |
| ブロック塀等の劣化・損傷の状況 | 著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。 |

30川教健第693号
平成30年8月27日

市立小学校長 様

学校教育部長

通学路の安全確保について（依頼）

日頃より児童の通学路の安全指導等におきまして、ご尽力いただきありがとうございます。

通学路の安全確保につきましては、平成30年6月21日付け30川教健第452号にて通学路の安全点検に関する取組をお願いしたところでございますが、各学校のご協力のもと、危険箇所等について80件程度の報告をいただきました。

今後も、平成27年3月作成「学校安全の手引き 改訂版」に基づき、防災・防犯の観点から学校が家庭・地域等と十分に連携しながら、安全教育と安全管理を進めていただくようお願いいたします。

具体的な取組例としまして、引き取り訓練を実施する際には、保護者に普段の通学路の状況を児童と共に確認していただくなど、あらゆる機会を捉えまして保護者への周知をお願いいたします。

なお、通学路上にブロック塀等が確認された学校につきましては、健康教育課の方から個別に御連絡させていただくとともに、今月末頃からまちづくり局の技術職員による現地確認が行われる予定でございますので、結果につきましても、後日、情報提供させていただきます。

（担 当）

健康教育課学校体育・安全担当
電話：200-3828